



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

条 例

- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（行政管理課） 4
- 沖縄県債権管理条例（財政課） 8
- 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（財政課） 10
- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（高齢者福祉介護課） 18
- 沖縄県安心子ども基金条例の一部を改正する条例（子育て支援課） 61
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（障害福祉課） 61
- 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（消費・暮らし安全課） 87
- 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例（保健医療総務課） 87
- 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例（衛生業務課） 89
- 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（情報産業振興課） 97
- 琉球歴史文化の日条例（文化振興課） 97
- 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例（都市計画・モノレール課） 99
- 建築基準法施行条例の一部を改正する条例（建築指導課） 101
- 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（病院事業総務課） 102
- 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例（教育庁総務課） 103
- 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 103
- 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（教育庁学校人事課） 104
- 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（警察本部警務課） 105
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例（警察本部地域課） 106

公布された条例のあらまし

○ 沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第3号）

- 1 農地法、土地区画整理法及び都市計画法に基づく知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った市町村が処理することとした。（第2条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条関係）
- 3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 4 この条例の施行に伴い、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項及び第3項）

○ 沖縄県債権管理条例（条例第4号）

- 1 この条例の目的、知事等の責務等について定めることとした。（第1条から第3条まで）
- 2 督促、滞納処分、強制執行等県の債権の管理について必要な事項を定めることとした。（第4条から第6条まで）
- 3 知事等は、非強制徴収債権でその額が500万円以下のものについて、要件に該当するときは、当該非強制徴収債権を放棄することができることとした。（第7条）
- 4 3により非強制徴収債権を放棄したときは、知事は、これを議会に報告することとした。（第8条）
- 5 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることとした。（第9条）

6 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第5号）

- 1 工業技術センターが保有する機器の使用料について、徴収根拠を定め、及び廃止することとした。（別表第1関係）
- 2 工業技術センターが行う誘導結合プラズマ質量分析等の手数料及び家畜改良センターが行う豚産肉能力直接検定に係る手数料を廃止することとした。（別表第2関係）
- 3 地域連携薬局の認定申請手数料等の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
- 4 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料等の徴収根拠を定めることとした。（別表第3関係）
- 5 1、2及び4は令和3年4月1日から、3は医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）から施行することとした。（附則第1項）
- 6 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項）

○ 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第6号）

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる関係条例について、所要の規定を改めることとした。＜第1条から第9条まで＞
 - (1) 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (2) 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (3) 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (4) 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (5) 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
 - (6) 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (7) 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (8) 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例
 - (9) 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第8項まで）

○ 沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例（条例第7号）

- 1 基金の設置期間を延長することとした。（附則第2項関係）
- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。（附則）

○ 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（条例第8号）

- 1 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の関係省令の一部が改正されたことに伴い、次に掲げる関係条例について、所要の規定を改めることとした。＜第1条から第11条まで＞
 - (1) 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (2) 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (3) 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (4) 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (5) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (6) 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (7) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
 - (8) 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (9) 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例
 - (10) 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
 - (11) 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第2項から第9項まで）

○ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第9号）

- 1 認定特定非営利活動法人等の書類の提出に係る規定を整理することとした。（第21条関係）
- 2 その他所要の改正を行うこととした。（第2条、第3条、第15条及び第20条関係）
- 3 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号）の施行の日から施行す

ることとした。(附則第1項)

- 4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項)

○ 沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例(条例第10号)

- 1 沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会に関し必要な事項を定めることとした。(第2条関係)
2 その他所要の改正を行うこととした。(第3条から第7条まで関係)
3 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則第1項)
4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例(条例第11号)

- 1 公衆浴場法施行条例の一部を次のように改正することとした。<第1条>
(1) 公衆浴場の衛生及び風紀に必要な措置の基準を改めるとともに、構造設備の基準を整理することとした。(第4条及び別表関係)
(2) その他所要の改正を行うこととした。(第3条及び第5条から第9条まで関係)
2 旅館業法施行条例の一部を次のように改正することとした。<第2条>
(1) 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業における浴室の衛生に必要な措置の基準を改めることとした。(別表第1関係)
(2) 旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業における浴室の構造設備の基準を改めることとした。(別表第2関係)
3 この条例は、令和3年7月1日から施行することとした。(附則第1項)
4 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第12号)

- 1 新たな企業集積施設の使用料の徴収根拠を定めることとした。(別表関係)
2 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。(附則)

○ 琉球歴史文化の日条例(条例第13号)

- 1 目的について定めることとした。(第1条)
2 琉球歴史文化の日は、11月1日とすることとした。(第2条)
3 琉球歴史文化の日事業について定めることとした。(第3条)
4 市町村等への協力要請等について定めることとした。(第4条)
5 使用料等の特例について定めることとした。(第5条)
6 この条例は、公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第14号)

- 1 景観地区及び準景観地区を、広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない地域とすることとした。(第4条関係)
2 広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより受ける広告料を公益施設等の設置若しくは管理に要する費用又は地域住民の生活の向上若しくは地域経済の活性化を図るための取組として規則で定めるものの実施に要する費用に充てるものについて、広告物の表示及び掲出物件の設置に係る規制を緩和することとした。(第7条関係)
3 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者に、これらの点検を義務付けることとした。(第14条及び第14条の2関係)
4 屋外広告物法及び沖縄県屋外広告物条例に基づく広告物の表示の許可等知事の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った南大東村、多良間村及び与那国町が処理することとした。(第47条の表関係)
5 その他所要の改正を行うこととした。(第6条、第10条、第11条、第26条及び第38条関係)
6 4及び7は令和3年4月1日から、1から3まで及び5は令和3年7月1日から施行することとした。(附則第1項)
7 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 建築基準法施行条例の一部を改正する条例(条例第15号)

- 1 都市計画に定められた地域地区内における建築物の高さ等に関する特例の許可の申請に対する審査の手数料の徴収根拠を定めることとした。(別表第5関係)
2 その他所要の改正を行うこととした。(第19条、第22条から第22条の3まで及び別表第5関係)

3 1は令和3年5月1日から、2は公布の日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第16号)

- 1 県立宮古病院に病理診断科を置くこととした。(別表第1関係)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例(条例第17号)

- 1 沖縄県立那覇みらい支援学校の名称及び位置を定めることとした。(別表第2関係)
- 2 この条例は、令和3年10月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第18号)

- 1 県立高等学校、県立特別支援学校及び県立中学校の職員並びに市町村立小学校及び中学校の職員の定数を改めることとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第19号)

- 1 条例等に基づく市町村立学校教職員の扶養手当の認定に関する事務等沖縄県教育委員会の権限に属する事務の一部を、権限移譲の協議が調った伊江村、伊平屋村及び伊是名村が処理することとした。(第2条関係)
- 2 この条例は、令和3年8月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 3 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項及び第3項)

○ 沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第20号)

- 1 警察本部に新たに地域部を置き、生活安全部がつかさどる地域警察その他の警らに関する事務を地域部がつかさどることとした。(第2条及び第3条関係)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとした。(附則)

○ 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例(条例第21号)

- 1 スノーケリングをさせる事業を規制の対象とすることとした。(第2条、第13条、第18条及び第25条関係)
- 2 県、海域等利用者及び県民の責務について定めることとした。(第3条及び第4条関係)
- 3 海域レジャー業者等の欠格事由を定め、及び名義貸しを禁止することとした。(第5条、第12条及び第14条関係)
- 4 海水浴場開設者等は、水難救助員等の知識及び能力の向上を図るよう努めることとした。(第8条及び第15条関係)
- 5 海域レジャー業者等に対し、必要があると認めるときは、その事業の停止を命ずることができることとした。(第21条関係)
- 6 条例に違反した者に対する罰則について定めることとした。(第22条、第31条及び第32条関係)
- 7 その他所要の改正を行うこととした。(目次、第6条等関係)
- 8 この条例は、原則として令和3年5月1日から施行することとした。(附則第1項)
- 9 この条例の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。(附則第2項から第4項まで)

条 例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第3号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県の事務処理の特例に関する条例（平成12年沖縄県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条の表39の項中「法第3条第1項、第3条の2第2項及び第18条第1項」を「(1)」に、「南大東村」を「南大東村 北大東村」に改め、同表40の項中「南大東村」を「南大東村 北大東村」に改め、同表44の項中「、農地保有合理化法人若しくは農地利用集積円滑化団体」を「若しくは農地中間管理機構」に改め、同表52の項中「第3条の4」を「第3条の3」に、「北中城村」を「読谷村 北谷町 北中城村」に改め、同表53の項中「第3条の4」を「第3条の3」に、「読谷村 嘉手納町 北谷町」を「嘉手納町」に改め、同表54の項中「県から補助金を受けないで」を削り、「市以外」を「市町村以外」に、「市の区域」を「市町村の区域」に改め、「（沖縄市にあっては、5ヘクタール）」を削り、(53)を(55)とし、(33)から(52)までを(35)から(54)までとし、(32)を(33)とし、その次に次のように加える。

(34) 法第51条の13第4項において準用する法第51条の9第3項に規定する公告に関する事務

第2条の表54の項中(31)を(32)とし、(21)から(30)までを(22)から(31)までとし、(20)の次に次のように加える。

(21) 法第50条第4項に規定する認可に関する事務

第2条の表中55の項を削り、56の項を55の項とし、同表57の項中「那覇市」の次に「及び浦添市」を加え、同項を同表56の項とし、同項の次に次のように加える。

<p>57 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第29条第1項に規定する許可に関する事務</p> <p>(2) 法第29条第2項に規定する許可に関する事務</p> <p>(3) 法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による沖縄県開発審査会の議を経て認めることに関する事務</p> <p>(4) 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）に規定する協議に関する事務</p> <p>(5) 法第35条第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による通知に関する事務</p>	<p>浦添市</p>
--	------------

- (6) 法第35条の2第1項に規定する変更の許可に関する事務
- (7) 法第35条の2第3項の規定による届出の受理に関する事務
- (8) 法第36条第1項の規定による完了の届出の受理に関する事務
- (9) 法第36条第2項の規定による検査及び検査済証の交付に関する事務
- (10) 法第36条第3項の規定による公告に関する事務
- (11) 法第37条第1号の規定による建築等を認めることに関する事務
- (12) 法第38条の規定による届出の受理に関する事務
- (13) 法第41条第1項（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による制限の定めに関する事務
- (14) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による許可に関する事務
- (15) 法第42条第1項ただし書の規定による許可に関する事務
- (16) 法第42条第2項に規定する協議に関する事務
- (17) 法第43条第1項に規定する許可に関する事務
- (18) 法第43条第3項に規定する協議に関する事務
- (19) 法第45条に規定する承認に関する事務
- (20) 法第46条の規定による開発登録簿の調製及び保管に関する事務
- (21) 法第47条第1項（法第34条の2第2項及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿への登録に関する事務
- (22) 法第47条第2項及び第3項（これらの規定を法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿への附記に関する事務
- (23) 法第47条第4項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の修正に関する事務
- (24) 法第47条第5項（法第34条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による開発登録簿の閲覧及び写しの交付に関する事務
- (25) 法第80条第1項の規定による許可又は承認を受けた者に対する報告若しくは資料の提出の求め又は勧告若しくは助言に関する事務
- (26) 法第81条第1項の規定による許可若しくは承認の取消

し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは新たな条件の付加又は工事その他の行為の停止命令若しくは是正措置命令に関する事務

- (27) 法第81条第2項の規定による措置の実施及び公告に関する事務
- (28) 法第81条第3項の規定による公示に関する事務
- (29) 法第82条第1項の規定による立入検査に関する事務
- (30) 都市計画法施行令（昭和44年政令第158号。以下この項において「施行令」という。）第36条第1項第3号ホの規定による沖縄県開発審査会の議を経て認めることに関する事務
- (31) 施行令第42条第3項の規定による掲示に関する事務
- (32) 都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号。以下この項において「施行規則」という。）第31条第1項の規定による工事完了公告の方法の定めに関する事務
- (33) 施行規則第37条の規定による開発登録簿の閉鎖に関する事務
- (34) 施行規則第38条第1項の規定による開発登録簿閲覧所の設置に関する事務
- (35) 施行規則第38条第2項の規定による閲覧所の閲覧規則の制定並びに閲覧所の場所及び閲覧規則の告示に関する事務
- (36) (1)から(35)までに掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表39の項左欄に掲げる事務、同表40の項左欄に掲げる事務、同表52の項左欄に掲げる事務、同表53の項左欄に掲げる事務、同表54の項左欄に掲げる事務及び同表57の項左欄に掲げる事務に係る法令（以下「法令」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ改正後の第2条の表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表40の項右欄に掲げる市町村の長、同表52の項右欄に掲げる市町村の長、同表53の項右欄に掲げる市町村の長、同表54の項右欄に掲げる市町村の長又は同表57の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することと

なる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

- 3 施行日前に法令の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第2条の表39の項右欄に掲げる市町村の長、同表40の項右欄に掲げる市町村の長、同表52の項右欄に掲げる市町村の長、同表53の項右欄に掲げる市町村の長、同表54の項右欄に掲げる市町村の長又は同表57の項右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

沖縄県債権管理条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第4号

沖縄県債権管理条例

(目的)

第1条 この条例は、県の債権の管理に関し必要な事項を定め、その管理の一層の適正化を図ることにより、公正かつ円滑な行財政の運営に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県の債権 金銭の給付を目的とする県の権利（地方自治法（昭和22年法律第67号）第240条第4項第1号及び第3号から第8号までに規定する債権を除く。）をいう。
- (2) 強制徴収公債権 地方自治法第231条の3第3項に規定する歳入に係る債権をいう。
- (3) 非強制徴収債権 県の債権のうち、強制徴収公債権以外のものをいう。

(知事等の責務)

第3条 知事、公営企業の管理者及び病院事業の管理者（以下「知事等」という。）は、法令又は条例若しくはこれに基づく規則（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第1

0条に規定する企業管理規程を含む。第9条において同じ。)に基づき、県の債権を、その発生原因及び内容に応じて、財政上最も県の利益に適合するよう適切かつ効率的に管理するものとする。

(督促)

第4条 知事等は、県の債権について、履行期限までに履行しない者があるときは、地方自治法第231条の3第1項又は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「法施行令」という。）第171条の規定によりこれを督促しなければならない。この場合において、知事等は、国、地方公共団体等が講ずる生活の安定に資するための支援、教育の支援、資金調達の支援等の施策に関する情報を提供するよう努めるものとする。

(滞納処分等)

第5条 知事等は、強制徴収公債権について地方自治法第231条の3第1項の規定による督促を受けた者が同項の規定により指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、当該強制徴収公債権について、地方税の滞納処分の例により処分するものとする。

(強制執行等)

第6条 知事等は、非強制徴収債権について、法施行令第171条の2から第171条の4までの規定により、強制執行、履行期限の繰上げ、債権の申出その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。

2 知事等は、非強制徴収債権について、法施行令第171条の5から第171条の7までの規定により、徴収停止、履行期限の延長又は当該非強制徴収債権に係る債務の免除をすることができる。

(債権の放棄)

第7条 知事等は、非強制徴収債権でその額が500万円以下のものについて、次の各号のいずれかに該当するときは、当該非強制徴収債権及びその履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を徴収する権利を放棄することができる。

- (1) 法施行令第171条の5の規定による徴収停止の措置をとった後、当該非強制徴収債権の消滅時効が完成した後においてもなお同条第1号又は第2号に該当するとき。
- (2) 法施行令第171条の5第3号の規定による徴収停止の措置をとったとき。
- (3) 債務者の所在及び差し押さえることができる財産がともに不明となった場合に、これらを確認するため、関係地方公共団体その他の関係者に照会し、協力を求めること

その他必要な調査を行ったにもかかわらず、当該非強制徴収債権の消滅時効が完成し、かつ、当該非強制徴収債権を徴収することができる見込みがないと認められるとき。

(4) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに当該非強制徴収債権に優先して弁済を受ける債権及び県以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項、破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項その他の法令の規定により債務者が当該非強制徴収債権につきその責任を免れたとき。

（議会への報告）

第8条 知事等が前条の規定により非強制徴収債権を放棄したときは、知事は、これを議会に報告しなければならない。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第5号

沖縄県使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

沖縄県使用料及び手数料条例（昭和47年沖縄県条例第47号）の一部を次のように改正する。

別表第1 工業技術センター使用料の項中

「	原子吸光光度計	同	1,390円	を
	ガスクロマトグラフ	同	1,080円	
」				

「	原子吸光光度計	同	1,390円	」	に、
「	超臨界抽出装置	同	2,150円	」	を
	電磁波殺菌装置	同	1,620円		
	流動層造粒装置	同	990円		
	誘導結合プラズマ質量分析計	同	4,450円		
「	電磁波殺菌装置	同	1,620円	」	に、
	流動層造粒装置	同	990円		
「	X線CT検査装置	同	3,660円	」	を
「	X線CT検査装置	同	3,660円	」	に改
	高速溶媒抽出装置	同	1,670円		
	水蒸気蒸留装置（アルコール用）	同	100円		
	搾汁機	同	100円		
	光造形方式造形機	同	570円		
	粉末熔融積層方式造形機	同	3,540円		

める。

別表第2 工業技術センター手数料の項中

誘導結合プラズマ質量分析計による分析	1成分につき	3,030円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、
原子吸光光度計による分析	同	3,650円	
イオンクロマトグラフによる分析	同	3,260円	
容量法による分析	同	3,820円	
重量法による分析	同	3,820円	
容量法及び重量法の組合せによる分析	同	6,170円	
水の有機炭素濃度測定	1試料につき	2,930円	
比色法による分析	1成分につき	3,340円	
ガスクロマトグラフによる分析	同	5,060円	
ガスクロマトグラフ質量分析計による分	同	5,350円	

析 液体クロマトグラフによる分析 水分測定 灰分測定 塩分測定 総酸測定 還元糖測定 全糖測定 強熱減量測定 pH測定	同 1 試料につき 同 同 同 同 同 同 同	5,500円 2,930円 2,900円 2,890円 2,890円 3,170円 3,170円 2,600円 1,280円	複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。	を
原子吸光光度計による分析 イオンクロマトグラフによる分析 容量法による分析 重量法による分析 容量法及び重量法の組合せによる分析 水の有機炭素濃度測定 比色法による分析 ガスクロマトグラフ質量分析計による分析 液体クロマトグラフによる分析 水分測定 灰分測定 塩分測定 総酸測定 還元糖測定 全糖測定 強熱減量測定 pH測定	1 成分につき 同 同 同 同 1 試料につき 1 成分につき 同 同 1 試料につき 同 同 同 同 同 同 同 同	3,650円 3,260円 3,820円 3,820円 6,170円 2,930円 3,340円 5,350円 5,500円 2,930円 2,900円 2,890円 2,890円 3,170円 3,170円 2,600円 1,280円	前処理を要するものについては、簡易な前処理を行う場合は1,760円、一般的な前処理を行う場合は2,590円、複雑な前処理を行う場合は3,410円を加算する。	に、
電子顕微鏡試験 光学顕微鏡試験 金属顕微鏡試験	1 枚につき 同 同	4,780円 2,170円 3,170円		を
光学顕微鏡試験	1 枚につき	2,170円		に改

め、同表家畜改良センター手数料の項を削る。

別表第3 薬局開設許可更新申請手数料の項の次に次のように加える。

地域連携薬局認定申請 手数料	医薬品医療機器等法第6条の2第1 項の規定に基づく地域連携薬局の認定 の申請に対する審査	1件につき11,000円
地域連携薬局認定更新 申請手数料	医薬品医療機器等法第6条の2第4 項の規定に基づく地域連携薬局の認定 の更新の申請に対する審査	1件につき11,000円
専門医療機関連携薬局 認定申請手数料	医薬品医療機器等法第6条の3第1 項の規定に基づく専門医療機関連携薬 局の認定の申請に対する審査	1件につき11,000円
専門医療機関連携薬局 認定更新申請手数料	医薬品医療機器等法第6条の3第5 項の規定に基づく専門医療機関連携薬 局の認定の更新の申請に対する審査	1件につき11,000円

別表第3 薬局開設許可証の書換え交付手数料の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表薬局開設許可証の再交付手数料の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

地域連携薬局認定証又 は専門医療機関連携薬 局認定証の書換え交付 手数料	医薬品医療機器等法施行令第2条の 8第1項の規定に基づく地域連携薬局 の認定証又は専門医療機関連携薬局の 認定証の書換え交付	1件につき2,100円
地域連携薬局認定証又 は専門医療機関連携薬 局認定証の再交付手数 料	医薬品医療機器等法施行令第2条の 9第1項の規定に基づく地域連携薬局 の認定証又は専門医療機関連携薬局の 認定証の再交付	1件につき2,900円

別表第3 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、
医薬品の販売先等変更許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料の項中
「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の
販売先等変更許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料」を「医薬品販

売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料」に改め、「、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同表医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料の項中「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証、医薬品の販売先等変更許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料」を「医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料」に改め、「、医薬品の販売若しくは授与の相手方の変更の許可証」を削り、同表家畜検査手数料の項中「ブルセラ病」を「ブルセラ症」に、「ピロプラズマ病」を「ピロプラズマ症」に、「結核病」を「結核」に、「腐蛆病」を「腐蛆病」に、「家きんサルモネラ感染症」を「家きんサルモネラ症」に、「トリコモナス病」を「トリコモナス症」に、「鶏マイコプラズマ病」を「鳥マイコプラズマ症」に、「トキソプラズマ病」を「トキソプラズマ症」に改め、同表家畜の注射又は薬浴の手数料の項中「豚コレラ」を「豚熱」に、「炭疽」を「炭疽」に改め、同表建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項ア中(カ)を(キ)とし、(ク)から(ケ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(イ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項イ中(カ)を(キ)とし、(ク)から(ケ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(イ)を同項イ(ウ)とし、同項イ(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 106,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の項ウ中(カ)を(キ)とし、(ク)から(ケ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ウ(イ)を同項ウ(ウ)とし、同項ウ(ウ)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項ア中(カ)を(キ)とし、(ク)から(ケ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に

改め、同項ア(イ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(イ)を同項イ(ウ)とし、同項イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 53,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料の項ウ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項ウ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ウ(イ)を同項ウ(ウ)とし、同項ウ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(イ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更の該当証明書交付手数料の項イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(ク)から(ケ)までとし、同項イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(イ)を同項イ(ウ)とし、同項イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 53,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項ア(ア)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項ア(ア) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(ア) b を同項ア(ア) c とし、同項ア(ア) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項ア(イ)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項ア(イ) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(イ) b を同項ア(イ) c とし、同項ア(イ) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 106,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項イ(7)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項イ(7) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(7) b を同項イ(7) c とし、同項イ(7) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項イ(4)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項イ(4) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(4) b を同項イ(4) c とし、同項イ(4) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項ア(7)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項ア(7) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(7) b を同項ア(7) c とし、同項ア(7) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 134,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項ア(4)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項ア(4) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(4) b を同項ア(4) c とし、同項ア(4) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 53,000円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項イ(7)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項イ(7) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(7) b を同項イ(7) c とし、同項イ(7) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円

別表第3建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の項イ(4)中 f を g とし、c から e までを d から f までとし、同項イ(4) b 中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(4) b を同項イ(4) c とし、同項イ(4) a の次に次のように加える。

b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 8,500円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(イ)から(ロ)までとし、同項ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(イ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 269,000円

別表第3建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(イ)から(ロ)までとし、同項イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(イ)を同項イ(ウ)とし、同項イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 106,000円

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項ア中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(イ)から(ロ)までとし、同項ア(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項ア(イ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

別表第3評価機関等による審査を受けた建築物のエネルギー消費性能認定申請手数料の項イ中(カ)を(キ)とし、(ウ)から(オ)までを(イ)から(ロ)までとし、同項イ(イ)中「300平方メートル」を「1,000平方メートル」に改め、同項イ(イ)を同項イ(ウ)とし、同項イ(ア)の次に次のように加える。

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満の場合 17,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第3薬局開設許可更新申請手数料の項の次に次のように加える改正規定、同表薬局開設許可証の書換え交付手数料の項及び薬局開設許可証の再交付手数料の項の改正規定並びに同項の次に次のように加える改正規定は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和3年8月1日）から施行する。

(地域連携薬局又は専門医療機関連携薬局の認定の準備手続に係る手数料の徴収)

2 この条例の施行の日から前項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間において、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律附則第12条第7項の規定による同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項及び第2項の規定の例による地域連携薬局の認定の申請又は同法第6条の3第1項及び第2項の規定の例による専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査については、1件につき11,000円の手数料を徴収する。

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第6号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

4 養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第24条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第24条に次の1項を加える。

- 5 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第24条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第24条の2 養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する処遇を継続的に行い、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第31条を第33条とし、第30条の次に次の2条を加える。

（虐待の防止）

第31条 養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（電磁的記録等）

第32条 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は

想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第80号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改め、「第54条」の次に「・第55条」を加える。

第3条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第7条中「、規則で定める職員を除き」を削る。

第8条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第35条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第36条第4項第2号中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第41条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第41条に次の1項を加える。

6 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職

場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第43条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を加え、「第32条」を「第32条の2」に改め、「第23条まで」の次に「、第25条の2」を加える。

第46条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第48条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の協議会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この号において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「から第32条」を「から第32条の2」に改める。

第51条第4項第2号中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げる。

第53条中「第24条まで」の次に「、第25条の2」を、「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第32条」を「から第32条の2」に改め、「第23条まで」の次に「、第25条の2」を加える。

第54条を第55条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該

書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

- 4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第8条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第9条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第25条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該軽費老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第25条に次の1項を加える。

- 5 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確

化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第29条に次の1項を加える。

2 軽費老人ホームは、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第35条を第37条とし、第34条の次に次の2条を加える。

(虐待の防止)

第35条 軽費老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定

されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

附則第18項中「第34条」を「第35条」に改め、同項を附則第19項とし、附則第17項を附則第18項とし、附則第6項から附則第16項までを1項ずつ繰り下げ、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 軽費老人ホームA型は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

（沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第4条 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年沖縄県条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第5条第1項中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第22条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第22条の2 指定介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第22条の3 指定介護老人福祉施設は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

5 指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 指定介護老人福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する指定介護福祉施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護老人福祉施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業

務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護老人福祉施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第46条第2項第2号中「入居定員は、」の次に「原則として」を加え、「しなければならない」を「し、15人を超えないものとする」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第51条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

6 ユニット型指定介護老人福祉施設は、適切な指定介護福祉施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護老人福祉施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第17条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護老人保健施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護老人保健施設は、入所者の^{くわう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

5 介護老人保健施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職

場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第30条の2 介護老人保健施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護保健施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護老人保健施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適

切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護老人保健施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

- 6 ユニット型介護老人保健施設は、適切な介護保険施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護老人保健施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条第1項及び第13条第1項（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によ

ることができる。

(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年沖縄県条例第84号)の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第3号及び同条第3項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができる。この場合において、入院患者又はその家族(以下この項において「入院患者等」という。)が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入院患者等の同意を得なければならない。

第19条の次に次の2条を加える。

(栄養管理)

第19条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第19条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状

態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第27条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第28条に次の1項を加える。

- 5 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症や非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護療養型医療施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第33条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第38条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第42条に次の2項を加える。

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第49条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第50条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第50条に次の1項を加える。

6 ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第52条中「第19条」を「第19条の3」に改め、「第26条まで」の次に「、第28条の2」を加える。

第53条を第54条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第53条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載さ

れた紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第23号)の一部を次のように改正する。

目次中「第277条」の次に「・第278条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

- 3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

- 4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第30条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

- 5 指定訪問介護事業者は、適切な指定訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問介護員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定訪問介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問介護事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定訪問介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第34条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定訪問介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第42条の3中「第7条及び」を「第6条（第1項を除く。）及び第7条並びに」に改める。

第57条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第57条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第57条の2 指定訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定訪問入浴介護を提供できるよう、指定訪問入浴介護事業所ごとに、訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定訪問入浴介護事業所の訪問入浴介護従業者によって指定訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定訪問入浴介護事業者は、訪問入浴介護従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定訪問入浴介護事業者は、全ての訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定訪問入浴介護事業者は、研修を受講を希望する従業者が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

5 指定訪問入浴介護事業者は、適切な指定訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第63条中「第32条」を「第32条の2」に改め、「、第38条（第4項を除く。）、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第4項を除く。）」を加える。

第77条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条に次の1項を加える。

2 前項第5号の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第87条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第95条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第95条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第96条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第107条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第108条第1項及び第2項中「従業者」を「通所介護従業者」に改め、同条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定通所介護事業者は、全ての通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第108条に次の1項を加える。

- 5 指定通所介護事業者は、適切な指定通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第110条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第111条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第111条の2を第111条の3とし、第111条の次に次の1条を加える。

（地域との連携等）

第111条の2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

- 2 指定通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が行う相談及び援助の事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

- 3 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第113条中「第28条」の次に「、第32条の2」を加え、「から第39条まで」を「、第38条、第40条の2」に改める。

第115条中「第28条、」の次に「第32条の2、」を加え、「から第39条まで」を「、

第38条、第40条の2」に、「。第34条」を「。第34条第1項」に、「及び第34条」を「、第32条の2第2項及び第34条第1項」に、「及び第108条第3項」を「並びに第108条第3項及び第5項」に改める。

第135条中「第28条、」の次に「第32条の2、」を加え、「（第5項及び第6項を除く。）第39条」を「、第40条の2」に改め、「第107条」と、」の次に「第9条、第28条、第32条の2第2項及び第34条第1項中」を加え、「、第28条及び第34条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と」を削る。

第143条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第144条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第146条中「第28条」の次に「、第32条の2」を、「第108条第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第164条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第168条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「（第39条第2項を除く。）」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第178条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第179条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、全ての短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第179条に次の1項を加える。

6 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措

置を講じなければならない。

第181条の3中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」と、第34条第1項中」に、「共生型短期入所生活介護の提供に当たる従業者(以下「共生型短期入所生活介護従業者」という。)」を「共生型短期入所生活介護従業者」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第188条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条(第4項を除く。)、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「(第38条第4項及び第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第201条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第204条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第41条まで」の次に「(第39条第2項を除く。)」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中」に改め、「第108条第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第213条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、全ての短期入所療養介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 6 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第232条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第233条第4項に後段として次のように加える。

その際、指定特定施設入居者生活介護事業者は、全ての特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第233条に次の1項を加える。

- 6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第237条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項及び第34条第1項中」に改める。

第245条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第248条中「第27条」の次に「、第32条の2」を、「第37条」の次に「、第38条、第40条」を加え、「第34条中」を「第32条の2第2項中「訪問介護員等」とあるのは「指定特定施設の従業者」と、第34条第1項中」に改める。

第257条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第260条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第261条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉用具貸与事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第263条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項

及び第5項」に改め、「第257条」と、「」の次に「第9条及び第32条の2第2項中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第265条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「、第38条（第5項及び第6項を除く。）」、第39条」を削り、「第41条まで」の次に「（第38条第4項を除く。）」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、「第257条」と、「」の次に「第9条及び第32条の2第2項中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第276条中「第27条」の次に「、第32条の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、「第257条」と、「」の次に「第9条及び第32条の2第2項中」を加え、「第108条第2項」を「第108条第1項、第2項及び第5項中「通所介護従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と、同条第2項」に改める。

第277条を第278条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第277条 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び前条において準用する場合を含む。）、第224条第1項（第248条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定居宅サービス事業者及び指定居宅サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で

行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

第8条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第24号）の一部を次のように改正する。

目次中「第267条」の次に「・第268条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第55条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、全ての介護予防訪問入浴介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第55条の2に次の1項を加える。

5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、適切な指定介護予防訪問入浴介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防訪問入浴介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第55条の2の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第55条の2の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防訪問入浴介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第55条の3に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第55条の4に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定介護予防訪問入浴介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第55条の9の見出し中「連携」を「連携等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防訪問入浴介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防訪問入浴介護の提供を行うよう努めなければならない。

第55条の10の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第55条の10の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第63条中「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第51条の13」を「第51条の13第1項」に改める。

第73条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第73条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第73条の2 指定介護予防訪問看護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問看護を提供できるよう、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、看護師等の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問看護事業所の看護師等によって指定介護予防訪問看護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問看護事業者は、看護師等の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 指定介護予防訪問看護事業者は、研修の受講を希望する看護師等が研修を受講しやすい勤務環境を整えるよう努めなければならない。

5 指定介護予防訪問看護事業者は、適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第75条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第55条の3」を「第55条の3第2項」に改める。

第83条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第85条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第55条の3」を「第55条の3第2項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士」と」を加える。

第87条に次の1項を加える。

3 第1項第1号の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、利用者又はその家族（以下この項において「利用者等」という。）が参加するときは、テレビ電話

装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。

第92条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第94条中「第55条の2」を「第55条の2の2」に、「及び第69条」を「、第69条及び第73条の2」に、「第55条の4」を「第55条の4第1項」に、「第55条の3」を「第55条の3第2項」に改め、「「設備及び備品等」と」の次に「、第73条の2中「看護師等」とあるのは「介護予防居宅療養管理指導従業者」と」を加える。

第96条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な介護予防サービスが提供されるために必要があると認める場合又は介護予防支援事業者若しくは介護予防サービス事業者から求めがあった場合は、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画の作成、介護予防サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うものとする。

(5) 前号に規定する介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行わなければならないこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難な場合については、介護予防支援事業者又は介護予防サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行わなければならないこと。

第96条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定介護予防居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるところによるものとする。

(1) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行うものとする。

(2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うものとする。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、

利用者に対し適切なサービスを提供するものとする。

- (4) それぞれの利用者について、提供した指定介護予防居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告するものとする。

第121条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第121条の2第3項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、全ての介護予防通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第121条の2に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、適切な指定介護予防通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防通所リハビリテーション従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第121条の4に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第122条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第124条中「第52条の3」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第139条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

- (9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第140条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第143条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に

「(第55条の9第2項を除く。)」を、「この場合において」の次に「、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加え、「第55条の4中」を「同項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を削り、「第121条の2第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第157条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第158条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、全ての介護予防短期入所生活介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第158条に次の1項を加える。

6 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所生活介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第165条の3中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を、「この場合において」の次に「、第55条の2の2第2項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」と」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に、「共生型介護予防短期入所生活介護の提供に当たる従業者（以下「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」という。）」を「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」に改め、「第121条の2第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第172条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「第55条の7」を「第55条の11」に、「、第55条の8（第4項を除く。）、第55条の9から第55条の11まで」を「(第55条の8第4項及び第55条の9第2項を除く。)」に、「第51条の13中」を「第

51条の13第1項中」に、「第55条の4中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、」を「第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中」に、「第121条の2第3項」を「同項中「第55条」とあるのは「第172条において準用する第139条」と、第121条の2第3項及び第5項」に改める。

第179条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第182条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「(第55条の9第2項を除く。)」を加え、「、第55条の4中」を「、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と、同項中」に改め、「、「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所療養介護従業者」と」を削り、「第121条の2第3項」の次に「及び第5項」を加える。

第194条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第195条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、全ての介護予防短期入所療養介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第195条に次の1項を加える。

- 6 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者は、適切なユニット型指定介護予防短期入所療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防短期入所療養介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第213条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第214条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、全ての介護予防特定

施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第214条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第218条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を加え、「及び第55条の4」を「、第55条の2の2第2項及び第55条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第232条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第235条中「第54条まで」の次に「、第55条の2の2」を、「第55条の11まで」の次に「（第55条の9第2項を除く。）」を、「第53条」の次に「及び第55条の2の2第2項」を加え、「第55条の4中」を「第55条の4第1項中」に改める。

第243条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第246条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第247条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第249条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、「第243条」と、「」の次に「第51条の2及び第55条の2の2

第2項中」を加え、「、第51条の13」を「、第51条の13第1項」に改め、「サービス利用」と」の次に「、同条第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第254条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、「第243条」と、」の次に「第51条の2及び第55条の2の2第2項中」を加え、「、第51条の13」を「、第51条の13第1項」に改め、「サービスの利用」と」の次に「、同条第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第263条中「第54条」の次に「、第55条の2の2」を加え、「及び第2項」を「、第2項及び第5項」に改め、「第243条」と、」の次に「第51条の2及び第55条の2の2第2項中」を、「サービス利用」と」の次に「、同条第5項中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは「福祉用具専門相談員」と」を加える。

第267条を第268条とし、第14章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第267条 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第51条の5第1項（第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）、第210条第1項（第235条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾

を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

（沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年沖縄県条例第12号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」の次に「・第56条」を加える。

第3条に次の2項を加える。

4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第17条第4項中「第9項」を「第10項」に改め、同条第6項中「第11項」を「第12項」に改め、同条第12項中「第8項」を「第9項」に、「第9項」を「第10項」に改め、同項を同条第13項とし、同条中第11項を第12項とし、第7項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 前項の会議は、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができる。この場合において、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加するときは、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。

第20条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第20条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第20条の3 介護医療院は、入所者の^{くわう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛

生の管理を計画的に行わなければならない。

第29条中「第35条」を「第35条第1項」に改め、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第30条第3項に後段として次のように加える。

その際、当該介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第30条に次の1項を加える。

5 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第30条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第30条の2 介護医療院は、感染症や非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第32条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第35条に次の1項を加える。

2 介護医療院は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による

掲示に代えることができる。

第40条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第40条の2 介護医療院は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条に次の2項を加える。

3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第51条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第52条第4項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型介護医療院は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第52条に次の1項を加える。

6 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第54条中「第20条」を「第20条の3」に改め、「第28条まで」の次に「、第30条の2」を加える。

第55条を第56条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第55条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本そ

の他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条第1項及び第13条第1項(これらの規定を前条において準用する場合を含む。))並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

- 2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するものうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待の防止に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新養護老人ホーム条例」という。)第3条第4項及び第31条、第2条の規定による改正後の沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新特別養護老人ホーム条例」という。)第3条第5項(新特別養護老人ホーム条例第49条において準用する場合を含む。)、第32条の2(新特別養護老人ホーム条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。))及び第34条第3項(新特別養護老人ホーム条例第53条において準用する場合を含む。)、第3条の規定による改正後の沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新軽費老人ホーム条例」という。)第3条第4項、第35条(新軽費老人ホーム条例附則第19項において準用する場合を含む。))及び附則第6項、第4条の規定による改正後の沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新指定介護老人福祉施設条例」という。)第3条第4項、第41条の2(新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。))及び第45条第3項、第5条の規定による改正後の沖縄県介護老人

保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護老人保健施設条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護老人保健施設条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項、第6条の規定による改正後の沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新指定介護療養型医療施設条例」という。）第3条第4項、第38条の2（新指定介護療養型医療施設条例第52条において準用する場合を含む。）及び第42条第3項、第7条の規定による改正後の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定居宅サービス等条例」という。）第3条第3項及び第40条の2（新指定居宅サービス等条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新指定居宅サービス等条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新指定居宅サービス等条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、第8条の規定による改正後の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新指定介護予防サービス等条例」という。）第3条第3項及び第55条の10の2（新指定介護予防サービス等条例第63条、第75条、第85条、第94条、第124条、第143条（新指定介護予防サービス等条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新指定介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新介護医療院条例」という。）第3条第4項、第40条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）及び第44条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新養護老人ホーム条例第8条、新特別養護老人ホーム条例第8条（新特別養護老人ホーム条例第49条において準用する場合を含む。）及び第35条（新特別養護老人ホーム条例第53条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第8条（新軽費老人ホーム条例附則第19項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第29条及び第51条、新介護老人保健施設条例第29条及び第51条、新指定介護療養型医療施設条例第27条及び第49条、新指定

居宅サービス等条例第30条（新指定居宅サービス等条例第42条の3及び第47条において準用する場合を含む。）、第57条（新指定居宅サービス等条例第63条において準用する場合を含む。）、第77条、第87条、第96条、第107条（新指定居宅サービス等条例第115条及び第135条において準用する場合を含む。）、第143条、第164条（新指定居宅サービス等条例第181条の3及び第188条において準用する場合を含む。）、第178条、第201条、第213条、第232条、第245条及び第257条（新指定居宅サービス等条例第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等条例第55条（新指定介護予防サービス等条例第63条において準用する場合を含む。）、第73条、第83条、第92条、第121条、第139条（新指定介護予防サービス等条例第165条の3及び第172条において準用する場合を含む。）、第157条、第179条、第194条、第213条、第232条及び第243条（新指定介護予防サービス等条例第254条及び第263条において準用する場合を含む。）並びに新介護医療院条例第29条及び第51条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム条例第24条の2、新特別養護老人ホーム条例第25条の2（新特別養護老人ホーム条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。）、新軽費老人ホーム条例第25条の2（新軽費老人ホーム条例附則第19項において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設条例第30条の2（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第30条の2（新介護老人保健施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第28条の2（新指定介護療養型医療施設条例第52条において準用する場合を含む。）、新指定居宅サービス等条例第32条の2（新指定居宅サービス等条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条、第113条、第115条、第135条、第146条、第168条（新指定居宅サービス等条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第204条（新指定居宅サービス等条例第216条において準用する場合を含む。）、第237条、第248条、第263条、第265条及び第276条において準用する場合を含む。）、新指定介護予防サービス等条例第55条の2の2（新指定介護予防サービス等条例第63条、第75条、第85

条、第94条、第124条、第143条（新指定介護予防サービス等条例第160条において準用する場合を含む。）、第165条の3、第172条、第182条（新指定介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。）、第218条、第235条、第249条、第254条及び第263条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第30条の2（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定居宅サービス等条例第33条第3項（新指定居宅サービス等条例第42条の3、第47条、第59条、第63条、第79条、第89条、第98条及び第276条において準用する場合を含む。）、第111条第2項（新指定居宅サービス等条例第115条、第135条、第168条（新指定居宅サービス等条例第181条において準用する場合を含む。）、第181条の3、第188条、第237条及び第248条において準用する場合を含む。）、第144条第2項（新指定居宅サービス等条例第204条（新指定居宅サービス等条例第216条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第260条第6項（新指定居宅サービス等条例第265条において準用する場合を含む。）並びに新指定介護予防サービス等条例第55条の3第3項（新指定介護予防サービス等条例第63条、第75条、第85条、第94条及び第263条において準用する場合を含む。）、第122条第2項（新指定介護予防サービス等条例第182条（新指定介護予防サービス等条例第197条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第140条の2第2項（新指定介護予防サービス等条例第160条、第165条の3、第172条、第218条及び第235条において準用する場合を含む。）及び第246条第6項（新指定介護予防サービス等条例第254条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

（認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新養護老人ホーム条例第24条第3項、新特別養護老人ホーム条例第25条第3項（新特別養護老人ホーム条例第49条において準用する場合を含む。）及び第41条第4項（新特別養護老人ホーム条例第53条にお

いて準用する場合を含む。)、新軽費老人ホーム条例第25条第3項(新軽費老人ホーム条例附則第19項において準用する場合を含む。)、新指定介護老人福祉施設条例第30条第3項及び第52条第4項、新介護老人保健施設条例第30条第3項及び第52条第4項、新指定介護療養型医療施設条例第28条第3項及び第50条第4項、新指定居宅サービス等条例第57条の2第3項(新指定居宅サービス等条例第63条において準用する場合を含む。)、第108条第3項(新指定居宅サービス等条例第115条、第135条、第146条、第168条、第181条の3、第188条及び第204条において準用する場合を含む。)、第179条第4項、第214条第4項及び第233条第4項(新指定居宅サービス等条例第248条において準用する場合を含む。)、新指定介護予防サービス等条例第55条の2第3項(新指定介護予防サービス等条例第63条において準用する場合を含む。)、第121条の2第3項(新指定介護予防サービス等条例第143条、第165条の3、第172条及び第182条において準用する場合を含む。)、第158条第4項、第195条第4項及び第214条第4項(新指定介護予防サービス等条例第235条において準用する場合を含む。)並びに新介護医療院条例第30条第3項及び第52条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

- 6 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、第2条の規定による改正前の沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例第36条第4項第5号及び第51条第4項第5号並びに第4条の規定による改正前の沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第46条第2項第4号の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(栄養管理に係る経過措置)

- 7 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設条例第22条の2(新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。)、新介護老人保健施設条例第20条の2(新介護老人保健施設条例第54条において準用する場合を含む。)、新指定介護療養型医療施設条例第19条の2(新指定介護療養型医療施設条例第52条において準用する場合を含む。)及び新介護医療院条例第20条の2(新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

(口腔衛生の管理に係る経過措置)

8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新指定介護老人福祉施設条例第22条の3（新指定介護老人福祉施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設条例第20条の3（新介護老人保健施設条例第54条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設条例第19条の3（新指定介護療養型医療施設条例第52条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院条例第20条の3（新介護医療院条例第54条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第7号

沖縄県安心こども基金条例の一部を改正する条例

沖縄県安心こども基金条例（平成21年沖縄県条例第5号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第8号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第85号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「児童福祉施設」の次に「（障害児入所施設及び児童発達支援センター（次条、第13条の2及び第14条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。同条第2項において同じ。）」を加え、「消火器等」を「軽便消火器等」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（非常災害対策）

第7条の2 障害児入所施設等は、消火設備その他非常災害の際に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害の発生時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難及び消火に対する訓練にあっては毎月1回、救出その他必要な訓練にあっては定期的に行わなければならない。

3 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第13条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第13条の2 障害児入所施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する障害児入所支援又は児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害児入所施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 障害児入所施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第28条第4項中「旧大学令（大正7年勅令第388号）の規定による大学」を「大学院」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第37条第3項及び第58条第4項中「学科」の次に「、研究科」を加える。

第68条第3項中「第82条第5項」を「第82条」に改め、同条第10項中「学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）」を「大学等」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第82条第1項中「、機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員」に改め、「同じ。）」の次に「を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」を加え、同項ただし書中「児童40人以下を通わせる施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員」を「次に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 児童40人以下を通わせる施設 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する施設 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第82条第5項中「看護職員」の次に「のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員」を加える。

第92条第3項及び第100条第4項中「学科」の次に「、研究科」を加え、「（短期大学を除く。）」を削る。

（沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

3 地域活動支援センターは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第20条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第20条の2 地域活動支援センターは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第19条を第20条とし、第18条を第19条とし、第17条を第18条とする。

第16条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改め、同条を第17条とし、同条の前に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第16条の2 地域活動支援センターは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 地域活動支援センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第15条を第16条とし、第14条の次に次の1条を加える。

（勤務体制の確保等）

第15条 地域活動支援センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 地域活動支援センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 地域活動支援センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年沖縄県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条に次の1項を加える。

3 福祉ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条を第19条とし、同条の前に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第18条の2 福祉ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条を第16条とする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改め、同条を第15条とし、同条の前に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第14条の2 福祉ホームは、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修

及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 福祉ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(勤務体制の確保等)

第13条 福祉ホームは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員によってサービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 福祉ホームは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

4 福祉ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号中「、保育士」を「又は保育士」に改め、「又は学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。)」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営

むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条第2項及び第73条第2項において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条第2項及び第73条第2項において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条第2項及び第73条第2項において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条第2項及び第73条第2項において同じ。）を行う場合

第6条第3項第2号中「（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）」を削る。

第7条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第7条第3項中「次に掲げる従業者」の次に「（前項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）」を加え、同項に次の1号を加える。

- (3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

第28条第5項中「会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う会議を含む。）」を加える。

第38条中「第44条」を「第44条第1項」に改める。

第39条に次の1項を加える。

- 4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第39条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第39条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するととも

に、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第41条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第42条第2項中「指定児童発達支援事業所」を「当該指定児童発達支援事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第44条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第45条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第46条に次の1項を加える。

- 2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第52条第2項中「学校教育法」の次に「(昭和22年法律第26号)」を加える。

第56条第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第71条中「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第73条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
- (3) 当該指定放課後等デイサービス事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合

第79条第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改める。

第81条の3第2項中「の学部で」を「（短期大学を除く。）又は大学院において」に改め、「学科」の次に「、研究科」を加える。

第81条の9中「第39条」の次に「、第39条の2」を加える。

第89条中「第39条」の次に「、第39条の2」を加え、「第44条中」を「第44条第1項中」に改める。

第90条中「第73条、」を「第73条第1項及び第2項、」に改める。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第5条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条に次の1項を加える。

- 3 前項に規定する心理指導担当職員は、大学等（学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）又は大学院をいう。以下同じ。）において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第22条第5項中「会議」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行う会議を含む。)」を加える。

第35条中「第41条」を「第41条第1項」に改める。

第36条に次の1項を加える。

- 4 指定福祉型障害児入所施設は、適切な指定入所支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第36条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第36条の2 指定福祉型障害児入所施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定入所支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第38条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第39条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第41条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定福祉型障害児入所施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第42条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定福祉型障害児入所施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第43条に次の1項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第58条中「第41条中」を「第41条第1項中」に改める。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第6条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第32条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第34条に次の1項を加える。

- 4 指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第34条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第34条の2 指定居宅介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第35条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第36条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第36条の次に次の1条を加える。

(身体拘束等の禁止)

第36条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第41条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第41条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条中「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第49条中「第33条」の次に「、第36条の2」を加え、「第36条」を「第36条第1項」に改める。

第60条第5項中「係る会議（）」を「当たっては、」に、「をいう」を「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う会議を含む）」に改める。

第69条中「第74条」を「第74条第1項」に改める。

第70条に次の1項を加える。

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第72条に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第73条第2項中「指定療養介護事業所」を「当該指定療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第74条に次の1項を加える。

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第75条を次のように改める。

第75条 削除

第78条中「第37条、第38条（第2項を除く。）及び第39条から第41条まで」を「第34条の2及び第36条の2から第41条の2まで（第38条第2項を除く。）」に改める。

第87条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第91条中「第94条」を「第94条第1項」に改める。

第92条第2項中「指定生活介護事業所」を「当該指定生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条に次の1項を加える。

- 2 指定生活介護事業者は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第95条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「及び第75条から第77条まで」を「、第76条及び第77条」に改める。

第95条の5中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第110条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「、第94条」を「、第94条第1項」に改める。

第110条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第123条中「第35条」を「第34条（第1項及び第2項を除く。）」に改める。

第149条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第149条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に改める。

第159条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削り、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第159条の4中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に改め、「、第75条」を削る。

第170条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条中「指定就学移行支援事業者」を「指定就労移行支援事業者」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定就労移行支援事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第172条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第183条に次の1項を加える。

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が、第194条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第194条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第184条の2の次に次の1条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第184条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第185条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第190条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条」を「第94条第1項」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第194条中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第194条の8の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条第2項中「対面」の次に「又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法」を加える。

第194条の12及び第194条の20中「第34条から」の次に「第36条まで、第37条から」を加える。

第200条に次の1項を加える。

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条及び第201条の11中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第201条の21に次の1項を加える。

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第201条の22中「第37条」を「第34条の2、第36条の2」に、「第75条から第77条まで」を「第76条、第77条」に、「第94条中」を「第94条第1項中」に改める。

第210条第1項中「第37条から第42条まで、第59条から第61条まで」を「第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで」に改め、「第72条まで」の次に「、第76条」を、「第83条」の次に「、第88条から第90条まで」を加え、「及び第94条」を「及び第92条から第94条まで」に、「、第94条」を「、第94条第1項」に、「第210条第2項から第5項まで」を「第210条第1項」に改め、同条第2項中「第62条、第75条、第76条、」を削り、「から第90条まで、第92条及び第93条」を「及び第87条」に改め、「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、「及び第88条第4項」及び「、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第4項中「第62条、第75条、第76条、第88条から第90条まで、第92条、第93条、」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第5項中「第62条、第75条、第76条、」、「、第88条から第90条まで、第92条、第93条」及び「、第75条第1項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第88条第4項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第92条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削る。

附則第8項及び第9項中「平成33年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第7条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第27条第5項中「係る会議(」を「当たっては、」に、「をいう」を「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行う会議を含む」に改める。

第36条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第46条中「第52条」を「第52条第1項」に改める。

第47条に次の1項を加える。

4 指定障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第47条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第47条の2 指定障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対

する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第49条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第50条第2項中「、指定障害者支援施設」を「、当該指定障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第52条に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、前項に規定する重要事項を記載した書面を当該指定障害者支援施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第53条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第59条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第59条の2 指定障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第8条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄県条例第31号）の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第8条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第17条第5項中「係る会議（）」を「当たっては、」に、「をいう」を「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う会議を含む）」に改める。

第25条に次の1項を加える。

- 4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第25条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第25条の2 療養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第27条第2項中「療養介護事業所」を「当該療養介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第28条に次の1項を加える。

- 3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第32条の2 療養介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第44条の2の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者が、指定就労定着支援（沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年沖縄県条例第29号）第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。）の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者（同条例第194条の3に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。）との連絡調整に努めなければならない。

第48条第2項中「生活介護事業所」を「当該生活介護事業所」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第50条、第55条及び第60条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第67条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 就労移行支援事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

第69条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第71条の2の次に次の1条を加える。

（厚生労働大臣が定める事項の評価等）

第71条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第82条に次の1項を加える。

- 2 就労継続支援A型事業者は、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第84条及び第87条中「第32条」を「第32条の2」に改める。

（沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第9条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年沖縄

県条例第32号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第7条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第19条第5項中「係る会議(」を「当たっては、」に、「をいう」を「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行う会議を含む」に改める。

第28条の見出し中「支援」を「支援等」に改め、同条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年沖縄県条例第29号)第194条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に定める支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第194条の3に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が、指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に定める支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

第37条に次の1項を加える。

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第37条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第37条の2 障害者支援施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開

を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第39条第2項中「、障害者支援施設」を「、当該障害者支援施設」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第41条に次の1項を加える。

3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第45条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第45条の2 障害者支援施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

（沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

（沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成30年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の沖

縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新地域活動支援センター基準条例」という。）第3条第4項及び第20条の2、第3条の規定による改正後の沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新福祉ホーム基準条例」という。）第3条第4項及び第18条の2、第4条の規定による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定入所施設基準条例」という。）第3条第4項及び第43条第2項（新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第41条の2（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、第7条の規定による改正後の沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第59条の2、第8条の規定による改正後の沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害福祉サービス基準条例」という。）第3条第3項及び第32条の2（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）並びに第9条の規定による改正後の沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第3条第3項及び第45条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新児童福祉施設基

準条例」という。)第13条の2、新地域活動支援センター基準条例第16条の2、新福祉ホーム基準条例第14条の2、新指定通所支援基準条例第39条の2(新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第36条の2(新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第34条の2(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第47条の2、新障害福祉サービス基準条例第25条の2(新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)及び新障害者支援施設基準条例第37条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新児童福祉施設基準条例第14条第3項、新地域活動支援センター基準条例第17条第2項、新福祉ホーム基準条例第15条第2項、新指定通所支援基準条例第42条第2項(新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。)、新指定入所施設基準条例第39条第2項(新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。)、新指定障害福祉サービス基準条例第35条第3項(新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第123条、第194条の12並びに第194条の20において準用する場合を含む。)、第73条第2項及び第92条第2項(新指定障害福祉サービス基準条例第95条の5、第110条、第110条の4、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22及び第210条第1項において準用する場合を含む。)、新指定障害者支援施設基準条例第50条第2項、新障害福祉サービス基準条例第27条第2項及び第48条第2項(新障害福祉サービス基準条例第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。)並び

に新障害者支援施設基準条例第39条第2項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第45条第3項（新指定通所支援基準条例第55条の5、第59条、第71条、第78条、第78条の2、第81条、第81条の9及び第89条において準用する場合を含む。）、新指定入所施設基準条例第42条第3項（新指定入所施設基準条例第58条において準用する場合を含む。）、新指定障害福祉サービス基準条例第36条の2第3項（新指定障害福祉サービス基準条例第44条第1項及び第2項、第44条の4、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の11、第201条の22並びに第210条第1項において準用する場合を含む。）、新指定障害者支援施設基準条例第53条第3項、新障害福祉サービス基準条例第28条第3項（新障害福祉サービス基準条例第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条において準用する場合を含む。）及び新障害者支援施設基準条例第41条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 6 この条例の施行の際現に指定を受けている第4条の規定による改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧指定通所支援基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第56条に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準条例第56条の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 8 この条例の施行の際現に指定を受けている旧指定通所支援基準条例第73条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第73条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の際現に旧指定通所支援基準条例第79条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、新指定通所支援基準条例第79条第1項の規定にかかわらず、令和5年

3月31日までの間は、なお従前の例による。

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第9号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年沖縄県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項及び第4項中「第10条第3項」を「第10条第4項」に改める。

第3条及び第15条中「届出書の様式は、規則で定める」を「規定による届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない」に改める。

第20条中「届出書の様式は、規則で定める」を「届出は、規則で定める届出書を知事に提出して行わなければならない」に改める。

第21条第1項中「同項」を「法第54条第2項第2号から第4号まで」に改め、「（法第54条第2項第2号に掲げる書類にあっては、既に当該書類を提出している場合であってその内容に変更がない場合には、その旨を記載した書類）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（令和2年法律第72号。次項において「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正法附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同条に規定する認定特定非営利活動法人等が提出すべき書類については、改正後の第21条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第10号

沖縄県公立大学法人評価委員会条例の一部を改正する条例

沖縄県公立大学法人評価委員会条例（令和2年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

第7条を削り、第6条を第7条とし、第5条を第6条とする。

第4条第1項中「委員長」を「それぞれ委員長」に改め、同条を第5条とし、第3条を第4条とする。

第2条第1項中「、委員」を「、それぞれ委員」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

（委員会の名称等）

第2条 委員会の名称、処理する事務及び庶務を処理する部は、それぞれ次の表に掲げるとおりとする。

名称	処理する事務	庶務を処理する部
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立看護大学に関する事務	保健医療部
沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会	公立大学法人沖縄県立芸術大学に関する事務	文化観光スポーツ部

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の第1条に規定する沖縄県公立大学法人評価委員会（以下「旧委員会」という。）は、改正後の第2条に規定する沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会（以下「新委員会」という。）となり、同一性をもって存続するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により旧委員会の委員に委嘱さ

れている者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により新委員会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の第4条第1項本文の規定にかかわらず、同日における旧委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第11号

公衆浴場法施行条例及び旅館業法施行条例の一部を改正する条例

(公衆浴場法施行条例の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行条例（昭和47年沖縄県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「あつて」を「あつて」に改める。

第4条を削る。

第5条中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条から第10条までを1条ずつ繰り上げる。

別表第1を削る。

別表第2中「第5条」を「第4条」に改め、同表第1項第9号を次のように改める。

(9) 原湯（浴槽に注入する温水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽に注入する水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽内の浴槽水（浴槽に貯めて使用する湯水をいい、浴槽に注入されていない原湯及び原水を除く。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

別表第2第1項第10号中「貯湯槽内の湯水全体」を「浴槽に注入し、又は洗い場の湯栓若しくはシャワーに送る湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）は、内部の湯全

体」に改め、「ただし、」の次に「営業上の必要その他特別の事情により」を加え、同項第11号を次のように改める。

(11) 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うとともに、設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。

別表第2第1項第12号中「浴槽水」を「浴槽内の浴槽水（入浴者ごとに完全に換水する浴槽水を除く。）」に改め、同項第13号から第24号までを次のように改める。

(13) 浴槽内の浴槽水は、毎日、完全に換水すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）との間で循環させて再利用をする場合には、1週間に1回以上、完全に換水すること。

(14) 浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の衛生措置の基準によること。

ア ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。

イ 浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。

(15) 循環配管（浴槽水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。）は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

(16) 水位計の配管は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

(17) シャワーは、次の衛生措置の基準によること。

ア 1週間に1回以上、内部の湯水を換水すること。

イ 6月に1回以上、内部を点検し、必要に応じて洗浄及び消毒を行うこと。

ウ 1年に1回以上、洗浄及び消毒を行うこと。

(18) 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用し、次の衛生措置の基準によること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤及び結合塩素のモノクロラミンが使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く当該衛生措置の基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認めたものについては、この限りでない。

ア 塩素系薬剤を使用する場合には、浴槽水に含まれる遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、1

リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

イ 結合塩素のモノクロアミンを使用する場合には、浴槽水に含まれる結合残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

ウ ア及びイの測定結果は、測定の日から3年間保存すること。

(19) 浴槽とろ過器との間を循環している浴槽水を、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用して消毒を行う場合には、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンは、ろ過器の直前に投入すること。

(20) 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

(21) 集毛器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水に混入した毛髪その他の異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

(22) 調節箱（洗い場の湯栓やシャワーに送る上がり用湯の温度を調節するための槽をいう。）は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うこと。

(23) 水質検査は、浴槽内の浴槽水を毎日完全に換水している場合にあつては1年に1回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用して消毒を行っている連日使用型循環浴槽水（24時間以上完全に換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）を使用している場合にあつては1年に2回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロアミンを使用しないで消毒を行っている連日使用型循環浴槽水を使用している場合にあつては1年に4回以上行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。

(24) 前号に規定する水質検査の結果、水質が第9号で規定する基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。

別表第2第1項第30号を同項第35号とし、同項第29号を同項第34号とし、同項第28号中「10歳」を「7歳」に改め、同号を同項第33号とし、同項第27号を同項第31号とし、同号の次に次の1号を加える。

(32) 公衆浴場の構造設備を変更する場合には、その変更に係る構造設備が法第2条第2項の許可を与えないことができる場合に該当しないものであること。

別表第2第1項第26号を同項第30号とし、同項第25号を同項第29号とし、同項第24号の次に次の4号を加える。

(25) 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供しないこと。ただし、営業上の必要その他

特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽からあふれた湯水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）へ湯水を送るための配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンで消毒を行い、浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供すること。

(26) 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、次の衛生措置の基準によること。

ア 定期的に清掃及び消毒を行うこと。

イ 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ウ 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

(27) 打たせ湯並びに上がり用水及び上がり用湯には、再利用をした浴槽水を使用しないこと。

(28) 連日使用型循環浴槽水は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させて浴槽とろ過器との間で循環させることにより、清浄に保つこと。

別表第2第2項第1号中「第28号から第30号まで」を「第33号から第35号まで」に改める。

別表第2を別表とする。

(旅館業法施行条例の一部改正)

第2条 旅館業法施行条例（昭和47年沖縄県条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1第5号ウを次のように改める。

ウ 原湯（浴槽に注入する温水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、原水（原湯の原料に用いる水及び浴槽に注入する水をいい、再利用をしたものを除く。以下同じ。）、上がり用湯（洗い場又はシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。以下同じ。）及び上がり用水（洗い場又はシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。以下同じ。）並びに浴槽内の浴槽水（浴槽に貯めて使用する湯水をいい、浴槽に注入されていない原湯及び原水を除く。以下同じ。）は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。

別表第1第5号エ中「原湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）内の湯水」を

「浴槽に注入し、又は洗い場の湯栓若しくはシャワーに送る湯を貯留する槽（以下「貯湯槽」という。）は、内部の湯」に改め、「ただし、」の次に「営業上の必要その他特別の事情により」を加え、同号オを次のように改める。

オ 貯湯槽は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うとともに、設備の破損等の確認、温度計の性能の確認を行うこと。

別表第1第5号カ中「浴槽水（）」を「浴槽内の浴槽水（）」に改め、同号キからツまでを次のように改める。

キ 浴槽内の浴槽水は、毎日、完全に換水すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等を除去する装置をいう。以下同じ。）との間で循環させて再利用をする場合には、1週間に1回以上を完全に換水すること。

ク 浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の衛生措置の基準によること。

(ア) ろ過器は、1週間に1回以上、十分に逆洗浄して汚れを排出すること。

(イ) 浴槽は、1週間に1回以上、清掃すること。

ケ 循環配管（浴槽水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管をいう。以下同じ。）は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

コ 水位計の配管は、1週間に1回以上、生物膜を除去するために消毒を行うこと。

サ シャワーは、次の衛生措置の基準によること。

(ア) 1週間に1回以上、内部の湯水を換水すること。

(イ) 6月に1回以上、内部を点検し、必要に応じて洗浄及び消毒を行うこと。

(ウ) 1年に1回以上、洗浄及び消毒を行うこと。

シ 浴槽水の消毒に当たっては、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用し、次の衛生措置の基準によること。ただし、原水若しくは原湯の性質その他の条件により塩素系薬剤及び結合塩素のモノクロラミンが使用できない場合又は原水若しくは原湯の水素イオン濃度が高く当該衛生措置の基準を適用することが適当でない場合であって、他の適切な衛生措置を行うことを条件として知事が認められたものについては、この限りでない。

(ア) 塩素系薬剤を使用する場合には、浴槽水に含まれる遊離残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、1リットル中0.4ミリグラム程度に保つこと。

(イ) 結合塩素のモノクロラミンを使用する場合には、浴槽水に含まれる結合残留塩素の濃度を頻繁に測定して、1リットル中3.0ミリグラム程度に保つこと。

(ウ) (ア)及び(イ)の測定結果は、測定の日から3年間保存すること。

ス 浴槽とろ過器との間を循環している浴槽水を、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用して消毒を行う場合には、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンは、ろ過器の直前に投入すること。

セ 消毒装置は、維持管理を適切に行うこと。

ソ 集毛器（浴槽水の再利用をするため、浴槽水に混入した毛髪その他の異物を捕集する網状の装置をいう。以下同じ。）は、毎日清掃及び消毒を行うこと。

タ 調節箱（洗い場の湯栓やシャワーに送る上がり用湯の温度を調節するための槽をいう。以下同じ。）は、定期的に生物膜の状況を監視し、生物膜を除去するために清掃及び消毒を行うこと。

チ 水質検査は、浴槽内の浴槽水を毎日完全に換水している場合にあつては1年に1回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用して消毒を行っている連日使用型循環浴槽水（24時間以上完全に換水しないで循環ろ過している浴槽水をいう。以下同じ。）を使用している場合にあつては1年に2回以上、塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンを使用しないで消毒を行っている連日使用型循環浴槽水を使用している場合にあつては1年に4回以上行い、その結果は、検査の日から3年間保管すること。

ツ チに規定する水質検査の結果、水質がウで規定する基準に適合しない場合には、その旨を知事に届け出ること。

別表第1第5号中トをネとし、テをヌとし、ツの次に次のように加える。

テ 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供しないこと。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であつて、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽の縁からあふれた湯水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、浴槽の縁からあふれた湯水を回収する槽（以下「回収槽」という。）へ湯水を送るための配管及び回収槽の内部の清掃及び消毒を頻

繁に行うとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように、回収槽の水を塩素系薬剤又は結合塩素のモノクロラミンで消毒を行い、浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に供すること。

ト 浴槽に気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備（以下「気泡発生装置等」という。）を設置する場合には、次の衛生措置の基準によること。

(ア) 定期的に清掃及び消毒を行うこと。

(イ) 連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

(ウ) 気泡発生装置等の内部に生物膜が形成されないように適切に管理すること。

ナ 打たせ湯並びに上がり用水及び上がり用湯には、再利用をした浴槽水を使用しないこと。

ニ 連日使用型循環浴槽水は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させて浴槽とろ過器との間を循環させることにより、清浄に保つこと。

別表第2第1項第4号イ中「水道水以外の水」を削り、「場合には、当該水の」を「湯水は、その」に改め、同号ウを次のように改める。

ウ 貯湯槽は、次の構造設備の基準によること。

(ア) 貯湯槽内の湯水全体の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うことができる設備を設置すること。

(イ) 貯湯槽は、完全に排水することができる構造であること。

別表第2第1項第4号オ中「ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる」を「浴槽水を浴槽とろ過器との間を循環させる」に改め、同号カからケまでを次のように改める。

カ 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であって、かつ、この条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の構造設備の基準によること。

(ア) 浴槽の縁からあふれた湯水を回収槽へ送るための配管は、直接循環配管に接続しないこと。

(イ) 回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水を消毒できる設備が備えられていること。

キ 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、気泡発生装置は、次の構造設備の基準によること。

(ア) 気泡発生装置等は、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと。

(イ) 点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり並びに浴槽水並びに貯湯槽及び調節箱の湯水が入らない構造であること。

ク 水位計を設置する場合は、水位計は、配管内を洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。

ケ 配管は、内部の浴槽水を完全に排水することができる構造であること。

別表第2第1項第4号中サをスとし、コをシとし、ケの次に次のように加える。

コ 調節箱を設置する場合には、調節箱は、清掃が容易に行える位置又は構造になっているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように調節箱の上がり用湯の消毒を行うことができる設備が備えられていること。

サ 打たせ湯並びに洗い場の湯栓及びシャワーで使用する湯水は、再利用をした浴槽水を用いる構造でないこと。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項又は旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可の申請をした者の当該許可の申請に係る構造設備の基準については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の際現に旅館業法第3条第1項の規定による許可（以下この項において「許可」という。）を受けて旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業を営んでいる者（前項の規定によりなお従前の例によることとされた者であって、施行日以後に許可を受けたものを含む。）が営業の用に供し、又は供しようとしている施設については、引き続き第2条の規定による改正前の旅館業法施行条例第6条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に適合する限り、第2条の規定による改正後の

旅館業法施行条例第6条に規定する旅館・ホテル営業及び簡易宿所営業の施設の構造設備の基準に適合するものとみなす。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の施設の構造設備を変更した場合において、その変更に係る部分については、その変更後は、この限りでない。

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第12号

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

沖縄 I T 津梁パーク施設の設置及び管理に関する条例（平成21年沖縄県条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表の3の表に次のように加える。

7号棟事業用専用区画	1月につき	7,736,690円
------------	-------	------------

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

琉球歴史文化の日条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第13号

琉球歴史文化の日条例

沖縄の先人たちは、長い歴史の中で、祖先への敬意、自然への畏敬の念、他者の痛みに寄り添うチムグクルを育むとともに、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化を受け入れ、組踊を始めとする芸能や漆器などの工芸、琉球料理や泡盛などの食文化、空手や染物など、多岐にわたり洗練された独自の多様な伝統文化を創り上げてきた。そして、これらの文化を支えに、幾多の世変わりの中にあっても、その都度困難を克服してきた。

令和元年の首里城焼失は、県民のみならず国内外のウチナーンチュに、先人たちが歩んできた歴史と築き上げてきた文化が心のよりどころとして深く根付いていることを改めて気付かせることとなった。

こうした認識のもと、琉球歴史文化の日を定め、先人たちが創り上げてきた沖縄の歴史と文化への理解を深め、故郷への誇りや愛着を感じられる地域社会の形成に取り組むとともに、新たな歴史と文化を自らの手で創造することを図るため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、琉球歴史文化の日を設けること等を定め、県民が、沖縄の歴史及び文化への理解を深めるための施策を効果的に推進することにより、沖縄の文化の継承と発展を図り、もって心豊かな県民生活及び文化的で活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(琉球歴史文化の日)

第2条 琉球歴史文化の日は、11月1日とする。

(事業)

第3条 県は、琉球歴史文化の日の啓発に努めるとともに、琉球歴史文化の日を中心として、その趣旨にふさわしい事業（次条において「琉球歴史文化の日事業」という。）を行うものとする。

(市町村等への協力要請等)

第4条 県は、市町村及び関係団体に対し、琉球歴史文化の日を中心として、琉球歴史文化の日事業が行われるよう協力を求めるとともに、県民をはじめ、国内外に居住する本県にゆかりのある者などに対し、県、市町村その他の団体等が実施する記念事業に関する情報の提供に努めるものとする。

(使用料等の特例)

第5条 規則で定める公の施設を使用し、又は利用する者は、琉球歴史文化の日におい

て、当該公の施設の使用料又は利用に係る料金に関する条例の規定にかかわらず、規則で定める使用料又は利用に係る料金を納めることを要しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第14号

沖縄県屋外広告物条例の一部を改正する条例

沖縄県屋外広告物条例（昭和50年沖縄県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第二種中高層住居専用地域」の次に「、景観地区」を加え、同条中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 景観法（平成16年法律第110号）第74条第1項の規定により指定された準景観地区であつて、同法第75条第1項の規定に基づく条例で良好な景観を保全するため建築物又は工作物について必要な規制がされているもの

第6条第1項第1号中「第4条第5号」を「第4条第6号」に改め、同項第2号中「第4条第6号」を「第4条第7号」に改め、同項第3号中「第4条第8号」を「第4条第9号」に改め、同項第4号中「第4条第9号」を「第4条第10号」に改める。

第7条中第8項を第10項とし、第7項の次に次の2項を加える。

8 規則で定める公益上必要な施設又は物件（以下この項において「公益施設等」という。）を設置し、又は管理する者が、公益施設等に表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置することにより受ける広告料を、当該広告物を表示し、又は掲出物件を設置した公益施設等の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条の規定は、適用しない。

9 法人その他の団体が表示する広告物又は設置する掲出物件であつて、当該広告物を表

示し、又は掲出物件を設置することにより受ける広告料を、当該団体が行う地域住民の生活の向上又は地域経済の活性化を図るための取組として規則で定めるものの実施に要する費用に充てるものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第4条及び第5条（第1号、第3号、第4号、第6号及び第7号（郵便ポスト及び電話ボックスに限る。）を除く。）の規定は、適用しない。

第10条第1項及び第11条第1項中「第7項」を「第9項」に改める。

第14条中「補修」を「点検、補修」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（点検）

第14条の2 広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者又はこれらを管理する者は、規則で定めるところにより、定期的に、次の各号のいずれかに該当する者にその表示し、若しくは管理する広告物又はその設置し、若しくは管理する掲出物件の損傷、腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物又は掲出物件については、この限りでない。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士
- (2) 法第10条第2項第3号に規定する国土交通大臣の登録を受けた法人（以下「登録試験機関」という。）が広告物の表示及び掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (3) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許（広告美術科に係るものに限る。）を受けた者又は同法第44条第1項に規定する技能検定（広告美術仕上げに係るものに限る。）に合格した者
- (4) 広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、前3号に掲げる者と同等以上の知識を有する者として規則で定めるもの

2 第10条第3項の規定により許可の期間の更新を受けようとする者は、前項の点検の結果を規則で定めるところにより知事に提出しなければならない。

第26条第2項を次のように改める。

2 規則で定める広告物又は掲出物件については、前項の管理する者は、第14条の2第1項第1号から第3号までに掲げる者その他規則で定める資格を有する者でなければならない。

第38条第1項第1号を次のように改める。

(1) 第14条の2第1項第2号又は第3号に掲げる者
第38条第1項第4号を次のように改める。

(4) 職業能力開発促進法第15条の7第1項の職業訓練又は同法第24条第1項の認定に係る職業訓練（広告美術科又は広告美術仕上げ科に係るものに限る。）を修了した者
第38条第1項第5号中「有するもの」を「有する」に改める。

第47条の表中「北大東村」を「南大東村 北大東村」に、「竹富町」を「多良間村 竹富町 与那国町」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第47条の表の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定 令和3年4月1日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 令和3年7月1日

（経過措置）

2 前項第1号に掲げる規定の施行の際改正後の第47条の表左欄に掲げる事務に係る屋外広告物法（昭和24年法律第189号）及び沖縄県屋外広告物条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもののうち、同号に掲げる規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後においては同表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法及び同条例の適用については、当該市町村の長がした処分その他の行為とみなす。

3 施行日前に沖縄県屋外広告物条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては改正後の第47条の表右欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同条例の適用については、当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第15号

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例（昭和47年沖縄県条例第83号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第129条」を「第128条の5」に改める。

第22条中「第112条第12項」を「第112条第18項」に改める。

第22条の2中「第129条の2第2項」を「第129条第2項」に改める。

第22条の3中「第129条の2の2第2項」を「第129条の2第3項」に改める。

別表第5の22の項の次に次の3項を加える。

22の2 法第60条の2第1項第3号の規定による建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置に関する特例の許可の申請に対する審査	都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料	160,000円
22の3 法第60条の2の2第1項第2号の規定による建築物の建蔽率若しくは壁面の位置又は同条第3項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料	160,000円
22の4 法第60条の3第1項第3号の規定による建築物の容積率若しくは建築面積又は同条第2項ただし書の規定による建築物の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	特定用途誘導地区内における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料	160,000円

別表第5の49の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、第19条、第22条から第22条の3まで及び別表第5の49の項の改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第16号

沖縄県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県病院事業の設置等に関する条例（昭和47年沖縄県条例第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1 沖縄県立宮古病院の項中「放射線科」を「放射線科 病理診断科」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第17号

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県立高等学校等の設置に関する条例（昭和47年沖縄県条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「 沖縄県立那覇特別支援学校 那覇市寄宮2丁目3番30号 」 を

「 沖縄県立那覇特別支援学校 那覇市寄宮2丁目3番30号
沖縄県立那覇みらい支援学校 那覇市古波蔵4丁目10番17号 」 に改める。

附 則

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第18号

沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例

沖縄県学校職員定数条例（昭和47年沖縄県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第2条の表県立高等学校の項中「4,057人」を「4,034人」に改め、同表県立特別支援学校の項中「1,830人」を「1,851人」に改め、同表県立中学校の項中「47人」を「49人」に改め、同表市町村立小学校及び中学校の項中「10,297人」を「10,482人」に改め、同表合計の項中「16,231人」を「16,416人」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第19号

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成24年沖縄県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「金武町」を「金武町 伊江村」に、「北大東村」を「北大東村 伊平屋村 伊是名村」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際改正後の第2条の表左欄に掲げる事務に係る沖縄県職員の給与に関する条例（昭和47年沖縄県条例第53号）及び沖縄県人事委員会規則（以下「条例等」という。）の規定により沖縄県教育委員会がした認定その他の行為で現にその効力を有するもののうち、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後においてはそれぞれ同表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会がした認定その他の行為とみなす。
- 3 施行日前に条例等の規定により沖縄県教育委員会に対してなされた届出で、施行日以後においては改正後の第2条の表右欄に掲げる市町村の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町村の教育委員会に対してなされた届出とみなす。

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第20号

沖縄県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県警察の組織に関する条例（昭和47年沖縄県条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域部

第3条第2項中第2号及び第3号を削り、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、第6号を第4号とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 地域部においては、地域警察その他の警らに関する事務をつかさどる。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県条例第21号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第2条」を「一第4条」に、「第3条—第6条」を「第5条—第8条」に、「第7条・第8条」を「第9条・第10条」に、「第9条・第10条」を「第11条・第12条」に、「第11条—第17条」を「第13条—第19条」に、

「第6章 雑則（第18条—第25条）」

第7章 罰則（第26条—第28条）」

「第6章 勧告等（第20条—第22条）」

を 第7章 雑則（第23条—第30条） に改める。

第8章 罰則（第31条—第33条） 」

第2条第10号中「もの」の次に「として公安委員会規則で定めるもの」を加え、同条に次の1号を加える。

(1) スノーケリング スノーケルを用いて、遊泳することをいう。

第28条を第33条とする。

第27条第1項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号中「第8条又は第17条第4項」を「第10条又は第20条第4項」に改め、同項第2号中「第13条第1項第7号又は第15条第1項第6号」を「第15条第1項第7号又は第17条第1項第6号（第18条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同項第3号中「第17条第3項」を「第20条第3項」に改め、同条第2項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 第11条第1項の規定による届出をしないで催物を開催した者

第27条第2項第2号中「第9条第1項、第10条第1項、第11条第1項又は第12条第1項」を「第11条第1項、第12条第3項、第13条第1項又は第14条第3項」に改め、同項第3号中「第24条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第12条第3項又は第14条第3項の規定による届出をしなかった者

(4) 第13条第1項の規定による届出をしないで事業を営んだ者

第27条を第32条とする。

第26条中「一に」を「いずれかに」に改め、第4号を第6号とし、同条第3号中「第16条第3項」を「第19条第3項」に改め、同号を同条第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 第21条の規定による命令に違反した者

第26条第2号中「第16条第1項第1号」を「第19条第1項第1号」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号中「第7条第5項」を「第9条第5項」に改め、同号を同条第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 第5条第4項（第12条第2項及び第14条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に違反した者

第26条を第31条とする。

第7章を第8章とする。

第6章中第25条を第30条とし、第21条から第24条までを5条ずつ繰り下げる。

第20条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 公安委員会は、スノーケリングに係る知識及び能力の向上を図るため、スノーケリングガイドに対する講習を行うことができる。

第20条を第25条とし、第19条を第24条とし、第18条を第23条とする。

第6章を第7章とする。

第17条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に、「第13条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に、「第15条第1項第1号から第5号まで」を「第17条第1項第1号から第5号まで（これらの規定を第18条において読み替えて準用する場合を含む。）」に改め、同条第3項中「第13条第1項第5号」を「第15条第1項第5号」に改め、同条第4項中「第13条第1項第1号」を「第15条第1項第1号」に、「第15条第1項

第1号から第5号まで」を「第17条第1項第1号から第5号まで（これらの規定を第18条において読み替えて準用する場合を含む。）」に、「及び潜水者」を「、潜水者及びスノーケリング者」に改め、第5章中同条を第20条とし、同条の次に次の2条を加える。

（事業の停止等）

第21条 公安委員会は、第5条第1項及び第11条第1項の届出をした者並びに海域レジャー業者が、この条例の規定に違反した場合において、水難事故を防止し、遊泳者その他の海域等利用者の生命、身体及び財産を保護するため特に必要があると認めるときは、当該違反をした者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことについて、その全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 公安委員会は、第5条第1項の届出をした者が同条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、海水浴場の廃止を命ずることができる。

3 公安委員会は、第11条第1項の届出をした者が第12条第1項の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、催物の開催の中止を命ずることができる。

4 公安委員会は、海域レジャー業者が第14条第1項の規定により読み替えて準用する第5条第3項各号のいずれかに該当していることが判明したときは、当該者に対し、事業の廃止を命ずることができる。

（聴聞の特例）

第22条 公安委員会は、前条の規定による命令をしようとするときは、沖縄県行政手続条例（平成7年沖縄県条例第28号）第13条第1項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

第16条第1項中「又は船舶職員法（昭和26年法律第149号）第18条の規定により乗り組んでいる海技従事者」を削り、同条第2項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に、「第5条」を「第7条」に、「第11条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条を第19条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 勸告等

第15条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項第1号中「潜水をし、」の次に「並びに」を、「案内し、」の次に「及び」を加え、同条を第17条とし、同

条の次に次の1条を加える。

(潜水業者の規定の準用)

第18条 前条の規定は、第13条第1項の規定により同項第4号の事業に係る届出をした者（以下「スノーケリング業者」という。）について準用する。この場合において、前条中「潜水業者」とあるのは「スノーケリング業者」と、「潜水者」とあるのは「スノーケリング者」と、「ガイドダイバー」とあるのは「スノーケリングガイド」と、同条第1項第1号中「自ら潜水」とあるのは「自ら同伴」と、「潜水をする者」とあるのは「スノーケリングをする者」と、同項第2号中「潜水具」とあるのは「スノーケリング器具」と、同項第3号中「正常な潜水」とあるのは「正常なスノーケリング」と、「潜水技術」とあるのは「スノーケリング技術」と、「安全な潜水」とあるのは「安全なスノーケリング」と、「その者に潜水」とあるのは「その者にスノーケリング」と、同項第4号中「潜水を」とあるのは「スノーケリングを」と、同条第2項第1号中「潜水上」とあるのは「スノーケリング上」と読み替えるものとする。

第14条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に、「第5条」を「第7条」に、「第11条第1項第2号」を「第13条第1項第2号」に改め、同条を第16条とする。

第13条第1項中「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同条第2項に次の1号を加える。

(4) プレジャーボート提供業者の事業に従事する者及び水難救助員の知識及び能力の向上を図ること。

第13条第3項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に、「第5条」を「第7条」に、「第11条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「第5条の」を「第7条の」に、「第5条中「海水浴場」とあるのは「事業」を「第7条中「海水浴場を開設しよう」とあるのは「事業を営もう」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」と、「通知に係る海水浴場」とあるのは「通知に係る事業」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第4条」を「第6条」に、「第11条第1項」を「第13条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第5条第3項の規定は、前条第1項の事業を営もうとする者について準用する。この場合において、第5条第3項中「海水浴場を開設して」とあるのは「事業を営んで」

と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「事業」と読み替えるものとする。

2 第5条第4項の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第5条第4項中「第1項」とあるのは「第13条第1項」と、「海水浴場を公衆の利用に供させ」とあるのは「事業を営ませ」と読み替えるものとする。
第12条を第14条とする。

第11条第1項第3号中「海域」の次に「又は内水域」を加え、同項に次の1号を加える。

(4) 特定の海域又は内水域においてスノーケリングをしようとする人の需要に応じてこれをその海域又は内水域に案内し、スノーケリングをさせる事業

第11条を第13条とする。

第10条第3項を同条第5項とし、同条第2項中「第5条」を「第7条」に、「第3条第1項」を「第5条第1項」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項中「第4条」を「第6条」に、「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に第1項及び第2項として次の2項を加える。

第5条第3項の規定は、前条第1項の催物を開催しようとする者について準用する。この場合において、第5条第3項中「海水浴場を開設」とあるのは「催物を開催」と、同項第6号中「海水浴場の開設」とあるのは「催物の開催」と読み替えるものとする。

2 第5条第4項の規定は、前条第1項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、第5条第4項中「第1項」とあるのは「第11条第1項」と、「海水浴場を公衆の利用に供させ」とあるのは「催物を開催させ」と読み替えるものとする。
第4章中第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第3章中第8条を第10条とする。

第7条第3項第5号中「第9条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 水難救助員の知識及び能力の向上を図ること。

第2章中第6条を第8条とする。

第5条中「第3条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、第4条を第6条とする。

第3条に次の2項を加える。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、海水浴場を開設してはならない。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの条例の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しない者
- (3) 第21条第2項から第4項までの規定により命令を受けた日から起算して3年を経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この項において同じ。）であった者で当該命令を受けた日から起算して3年を経過しないものを含む。）
- (4) 第21条第2項から第4項までの規定による命令に係る聴聞の期日及び場所が公示された日から当該命令をする日又は当該命令をしないことを決定する日までの間に次条（第12条第3項及び第14条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による廃止又は中止の届出をした者（廃止又は中止について相当な理由がある者を除く。）で当該届出の日から起算して3年を経過しないもの
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 心身の故障により海水浴場の開設を適正に行うことができない者として公安委員会規則で定めるもの
- (7) 営業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (8) 法人でその役員のうち第1号から第6号までのいずれかに該当する者があるもの

4 第1項の規定による届出をした者は、自己の名義をもって、他人に海水浴場を公衆の利用に供させてはならない。

第3条を第5条とし、第1章中第2条の次に次の2条を加える。

(県の責務)

第3条 県は、水難事故の防止に関する総合的な施策を実施する責務を有する。

- 2 県は、前項の施策を策定し、及び実施するに当たっては、国、市町村及び関係団体と連携及び協力を図るものとする。
- 3 県は、市町村が水難事故の防止に関する施策を実施しようとする場合には、技術的な助言その他の支援を行うものとする。
- 4 県は、海域及び内水域の安全な利用に関し、広報活動及び啓発活動を行うものとする。

(海域等利用者等の責務)

第4条 海域等利用者は、海域及び内水域におけるスポーツ、レクリエーション等のための遊泳、潜水等及びプレジャーボートの利用、漁業並びに工事等の作業が常に水難事故の危険を伴うものであることを認識し、海域及び内水域の安全な利用に努めるものとする。

- 2 県民は、水難事故が発生していると認められる場合又は発生するおそれが明らかであると認められる場合には、状況に応じて、警察官への通報その他の適切な措置を採るよう努めるものとする。
- 3 県民は、県が実施する水難事故の防止に関する施策に協力するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年5月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第13条第1項第4号に掲げる事業に該当する事業を営む者については、この条例の施行の日において改正後の条例第18条のスキーケリング業者とみなして、同条の規定により読み替えて準用する改正後の条例第17条第1項第2号から第4号まで及び第6号並びに同条第2項第1号並びに改正後の条例第24条、第26条第2項及び第29条の規定を適用する。
- 3 前項の規定によりスキーケリング業者とみなされる者は、改正後の条例第13条第1項

第4号の事業に関し同号の事業を営もうとする者とみなして同項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業を営もうとする日の10日前」とあるのは、「沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の一部を改正する条例（令和3年沖縄県条例第21号）の施行の日から6月を経過する日」とする。

- 4 改正後の条例第25条第3項の講習は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--